

関係者各位

お 知 ら せ
日米貿易協定に基づく牛肉セーフガードの発動について

日米貿易協定税率の適用を受ける牛肉（以下「日米貿易協定適用牛肉」という。）については、令和2年4月1日から令和3年3月上旬までの輸入数量が、令和2年度の日米貿易協定に規定する輸入基準数量を超えたため、本年3月18日から同年4月16日までの間、関税暫定措置法第7条の8第1項の規定により、日米貿易協定に基づく牛肉セーフガード（以下「牛肉セーフガード」という。）が発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

記

1. 対象品目及び税率

対象品目	関 税 率	
	発動前	発動後
牛の肉 (生鮮・冷蔵及び冷凍)	25.8%	38.5%
牛のくず肉 (ほほ肉及び頭肉) (生鮮・冷蔵及び冷凍)	34.7%	

(※) 日米貿易協定適用牛肉に係る品目番号

0201.10-000、0201.20-000、0201.30-010、0201.30-020、0201.30-030
0201.30-090、0202.10-000、0202.20-000、0202.30-010、0202.30-020
0202.30-030、0202.30-090、0206.10-020、0206.29-020

2. 当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等について

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中のNACCS掲示板をご確認ください。

※ 牛肉セーフガード発動期間中に第02.01項及び第02.02項の日米貿易協定の原産品の輸入申告を行う際は、既存のNACCS用品目コードのうち「その他のもの」をご利用ください。

※ 牛肉セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、牛肉セーフガード発動期間終了後に日米貿易協定税率の適用を受けて蔵出輸入申告を行う貨物については、日米貿易協定に対応するNACCS用品目コードを用いて蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行っていただく必要があります。この場合、蔵入承認申請時に原産品申告書を提出してください。

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門

電話番号：078-333-3086